

埼玉県建築設計委託業務成績評定要領 新旧対照表

凡例 : 削除部分

凡例 変更部分

改定前	改定後
<p>埼玉県建築設計委託業務成績評定要領</p> <p>第 1～第 8 (略)</p> <p>(評定結果の公表)</p> <p>第 9 評定結果は、発注課所において、完了検査終了後遅滞なく、様式第 8 号により公表するものとする。</p> <p>2 公表については、自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。</p> <p>3 閲覧期間は、完了検査の属する年度とその翌年度とする。</p> <p>4 閲覧に供した資料の内容に関する問合せには応じないものとする。</p> <p>5 様式第 8 号の保存期間は 5 年とする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※ 改定概要：委託業務成績評定結果を建設管理課ホームページに公表するため、改定を行うものである。</p> </div> <p>埼玉県建築設計委託業務成績評定要領</p> <p>第 1～第 8 (略)</p> <p>(<u>発注者による評定結果の公表</u>)</p> <p>第 9 評定結果は、発注課所において、完了検査終了後遅滞なく、様式第 8 号により公表するものとする。</p> <p>2 公表については、自由閲覧方式とし、閲覧者の氏名等の記載は要しないものとする。</p> <p>3 閲覧期間は、完了検査の属する年度とその翌年度とする。</p> <p>4 閲覧に供した資料の内容に関する問合せには応じないものとする。</p> <p>5 様式第 8 号の保存期間は 5 年とする。</p> <p>(<u>発注者以外での評定結果の公表</u>)</p> <p><u>第 10 前条の規定による公表のほか、建設管理課は、平成 25 年度以降の過年度に確定した成績評定結果を、ホームページにおいて公表するものとする。</u></p> <p><u>2 評定結果に関する問い合わせには応じないものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。</p>

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。